二　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

イ　当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ～ヲ　［略］

［三～五　略］

六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

イ　当該徴収に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）、当該措置児童と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ハ～ヲ　［略］

二　児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に関する事務（同法第二十七条第一項第三号の障害児入所施設に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［号の細分を加える。］

イ　当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ロ～ル　［同上］

［三～五　同上］

六　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号（障害児入所施設に係る部分に限る。）及び第七号の二に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

［号の細分を加える。］

イ　当該認定に係る児童福祉法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童（以下この号において「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ロ～ル　［同上］

七　［略］

八　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

［ハ～カ　略］

第十二条の二　法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。

一　身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

二　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報

第十三条　法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者又はその配偶者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

七　［同上］

八　児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十一条第四号及び第五号に係る部分に限る。）　次に掲げる情報

イ　［同上］

ロ　削除

［ハ～カ　同上］

第十二条の二　法別表第二の十六の二の項の主務省令で定める事務は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施に関する事務とし、同表の十六の二の項の主務省令で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第六条の二第一項各号に掲げる事項を記載した予防接種に関する記録に関する情報とする。

［号を加える。］

第十三条　法別表第二の十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　予防接種法第十六条第一項第四号又は第二項第四号の給付の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る次に掲げる情報

イ　道府県民税又は市町村民税に関する情報